

2009

5

# 社会保険さがし

No.711



## 今月の記事

- 平成21年度 社会保険・労働保険事務説明会の開催について。
- 各種適用関係届書の送付先。
- 「ねんきん定期便」の送付を開始します。
- 平成21年9月分から全国健康保険協会管掌健康保険の健康保険料率が変わります。
- 被扶養者の方むけ「特定健康診査のご案内」
- 《協会けんぽ佐賀支部の問い合わせ先》
- 《年金相談窓口開設等のご案内》
- 『ねんきん定期便専用ダイヤル』(0570-058-555)について。
- 日本年金機構の愛称&シンボルマーク募集!

社会保険料は納期内に納付しましょう。

職場内で回覧しましょう。

事務担当者様のご負担を軽減するため、本年度より  
社会保険・労働保険 **合同** で開催することになりました！

## 平成21年度 社会保険・労働保険事務説明会の開催について

被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が出ないように、毎年1回、全被保険者の4・5・6月に支払われた報酬を基に標準報酬月額の見直しを行います。

(定時決定)

この時に必要な「**標準報酬月額算定基礎届**」等についての事務及び、労働保険の年度更新等の事務、健康保険給付等に関する事務の説明会を下記の日程で開催しますので、事務担当者様の出席をお願いします。

地区	開催	時間	会場	所在地
佐賀	小 城 6月15日(月)	13:45～16:00	ドゥイング三日月 (0952-72-1616)	小城市三日月町 長神田1845番地
	神 埼 6月17日(水)	13:45～16:00	神埼市中央公民館大ホール (0952-53-2325)	神埼市神埼町鶴3388番地5
	鳥 栖 6月19日(金)	13:45～16:00	鳥栖市民文化会館 (0942-85-3645)	鳥栖市宿町807-17
	佐 賀	6月23日(火)	9:45～12:00 (午前の部)	佐賀市文化会館大ホール (0952-32-3000)
6月23日(火)		13:45～16:00 (午後の部)	佐賀市文化会館大ホール (0952-32-3000)	佐賀市日の出1丁目21-10
唐津	唐 津 6月16日(火)	13:45～16:00	唐津市文化体育館文化ホール (0955-73-2888)	唐津市和多田大土井1番1号
	伊万里 6月18日(木)	13:45～16:00	伊万里市民センター (0955-22-3911)	伊万里市松島町391-1
武雄	有 田 6月12日(金)	13:45～16:00	焱の博記念堂 (0955-46-5010)	西松浦郡有田町 黒川甲1788番地
	鹿 島 6月18日(木)	13:45～16:00	鹿島市民会館 (0954-63-2105)	鹿島市大字納富分2643-1
	武 雄 6月24日(水)	13:45～16:00	武雄市文化会館大ホール (0954-23-5165)	武雄市武雄町 大字武雄5538番地1

### 各種適用関係届書の送付先

県内の各社会保険事務所では、適用関係の事務手続きを迅速に行うため、郵送化を図っているところです。**資格取得届・被扶養者異動届・賞与支払届・月額変更届・住所変更届**など適用関係の各種届書を提出される際は、以下の所在地へ直接送付いただきますようご協力をお願いいたします。社会保険事務所へ郵送される場合より早く手続きを行うことができます。

**〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル 5F**  
**佐賀社会保険事務局事務センター 管理2係**

各種適用関係届書の標準的な事務処理期間は、社会保険事務所受付後、おおよそ7日間程度です。  
(上記事務センターへ直接郵送された場合は1日短縮されます。)

大切な「未来」への情報、お届けします。

## 「ねんきん定期便」の送付を開始します

社会保険庁では、より身近でわかりやすい年金をめざして、年金加入記録や年金見込額などの情報を皆様にお届けする「ねんきん定期便」の送付を開始します。

- 送付対象となる方：国民年金、厚生年金の被保険者
- 送付時期：平成21年4月～
- 送付周期：毎年誕生月に送付

※1日生まれの方は、誕生日の前月に送付します。(4月1日生まれの方は、平成22年3月が初回の送付となります。)

### 同封の年金加入記録の内容を十分にご確認ください。

「もれ」や「誤り」がある場合には、必要事項を年金加入記録回答票にご記入いただき、同封の返信用封筒によりご返送ください。

①58歳になられる方や「ねんきん特別便」に未回答の方などには水色の年金加入記録回答票が同封されます。

水色

※水色の年金加入記録回答票が同封されている方は、**必ずご回答をいただく必要のある方**ですので、「訂正なし」であってもその旨をご回答ください。

左記①以外の方には白色の年金加入記録回答票が同封されます。

白色

※白色の年金加入記録回答票が同封されている方は、訂正の必要がない場合には、ご返送いただく必要はございません。

すでに「ねんきん特別便」などで訂正のお申し出をいただいている期間、または第三者委員会への申立をされている期間については、新たにお申し出いただく必要はありません。

### 平成21年度のねんきん定期便でお知らせする内容

- ①年金加入期間
- ②年金見込額
  - (ア)50歳未満の方 … 加入実績に応じた年金見込額
  - (イ)50歳以上の方 … 「ねんきん定期便」作成時点の加入制度に引き続き加入した場合の将来の年金見込額  
※なお、既に年金受給中(全額停止も含む)の方には、年金見込額はお知らせしません。
- ③保険料の納付額
- ④年金加入履歴
- ⑤厚生年金のすべての期間の月毎の標準報酬月額・賞与額、保険料納付額
- ⑥国民年金のすべての期間の月毎の保険料納付状況

社会保険庁にお届けいただいている住所が**現住所と違っている方のお手元には「ねんきん定期便」をお届けすることができませんので**、従業員の方の住所が変更になった場合は速やかに「健康保険・厚生年金被保険者住所変更届」を佐賀社会保険事務局事務センター管理2係あて提出してください。(P2参照)

**平成21年9月分(平成21年11月2日納付期限分)から全国健康保険協会管掌健康保険の健康保険料率が変わります。**

- 協会けんぽの健康保険料については、現在、全国一律の保険料率(8.2%)が適用されていますが、平成21年9月分(平成21年11月2日納付期限分)より都道府県別の保険料率に変わります。ただし、平成25年9月まで、急激な負担増を軽減するための措置「激変緩和措置」が導入され、初年度は、保険料率の増減幅が1/10に抑えられます。佐賀県の保険料率は下記のとおり変更になります。

**介護保険第2号被保険者に該当する場合**

(40歳から64歳までの全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者)

現行 平成21年9月分～  
9.39% ⇒ **9.44%**

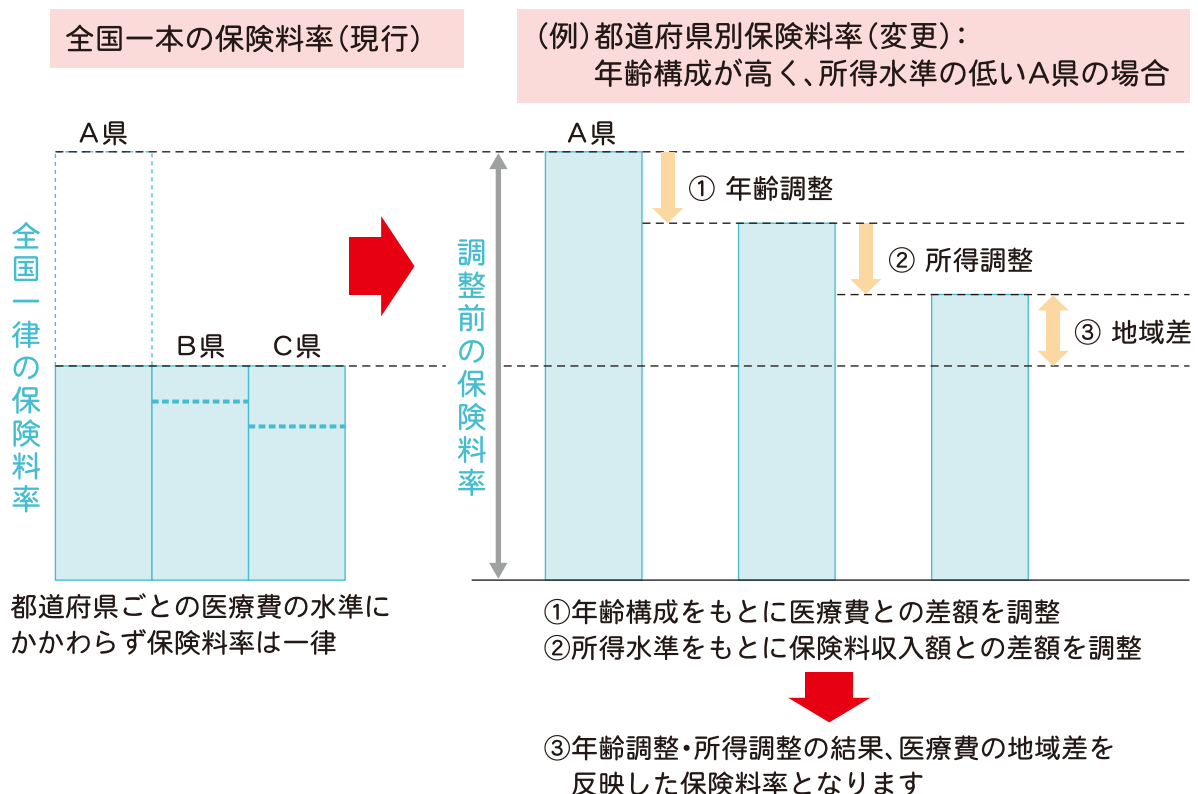
**介護保険第2号被保険者に該当しない場合**

(40歳から64歳までの者以外の全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者)

現行 平成21年9月分～  
8.20% ⇒ **8.25%**

- 都道府県別での保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなり、また、所得水準が低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなります。このため、保険料率設定の際は、都道府県間で下の図のような年齢構成や所得水準の違いを調整した上で、医療費の地域差を反映した保険料率を設定することとなります。

**都道府県別保険料率の設定のイメージ**



※佐賀県は、年齢調整でプラスになり、所得調整でマイナスになります

被扶養者の  
方むけ

特定健康診査のご案内

みなさまが加入する協会けんぽでは、保健事業の一環としてご自身の健康増進と健康管理意識を高めさせていただくために被扶養者の方々へ特定健康診査を実施しています。

40歳以上74歳までの被扶養者の方が受診できます。

対 象 者

昭和9年4月1日から  
昭和44年3月31日に  
生まれた被扶養者の方

(昭和9年4月1日～昭和10年3月31日の間に生まれた方については75歳の誕生日の前日までに受診券の発行手続き及び受診を終えていただくことが必要となります。)

検 査 項 目

- 問診 ●身体測定
- 腹囲 ●血圧測定
- 尿検査 ●肝機能検査
- 血液脂質検査
- 血糖検査 等

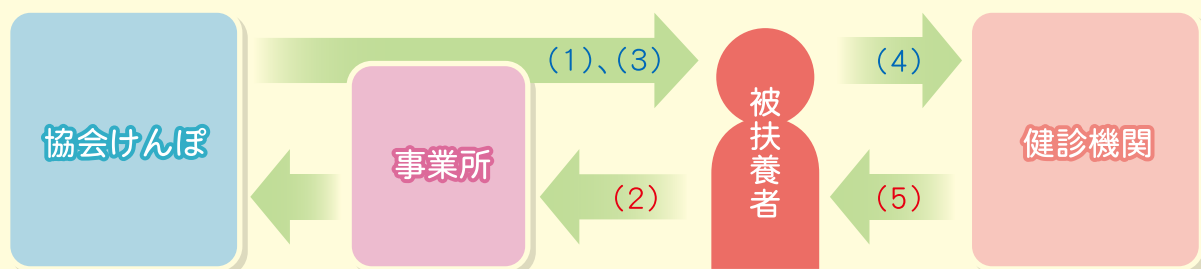
医師の判断によって追加して実施される●貧血検査●眼底検査●心電図

自己負担額

1,425円以内  
(実施機関ごとに異なります)

自己負担は  
ありません

お申込みから受診まで



- (1) 特定健康診査受診券申請書は事業所を通じてお送りします。
- (2) 申請書に必要事項を記入のうえ事業所へ提出してください。
- (3) 特定健康診査受診券を事業所を通じて送ります。
- (4) ご希望の健診機関へ直接お電話等でお申込みください。  
(受診の際は受診券と健康保険証を必ずお持ちください)
- (5) 健診結果は健診機関から直接皆様のところへお届けします。

ホームページでも健診機関を確認できます。(「佐賀全国健康保険協会」で検索し、「被扶養者の特定健康診査について」をクリックしてください。)

佐賀全国健康保険協会 検索

※健康保険証の切り替え(記号欄が従来の「漢字かな文字」から「数字」)にあたり、健康保険証の記号や番号の表記が受診券の表記と異なる場合がありますが、受診券としての使用には問題ありません。

〈協会けんぽ佐賀支部の問い合わせ先〉

●企画総務グループ TEL 0952-27-0612  
(広報、情報提供、庶務等)

●健康保険サービスグループ TEL 0952-27-0613  
(健康保険給付事務、任意継続被保険者業務、被保険者証の発行業務等)

●レセプトグループ TEL 0952-27-0614  
(診療報酬明細書の点検、第三者行為等に関する業務、医療費通知等)

●保健サービスグループ TEL 0952-27-0615  
(健診事業、保健指導事業等)

## 《年金相談窓口開設等のご案内》

平成21年6月 相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2 鹿島市民会館 予約	3 多久市役所 予約	4 鳥栖市役所 予約	5 伊万里市役所 予約	6
7	8	9 基山町役場 予約	10 有田町役場 (東庁舎) 予約	11 鳥栖市役所 予約	12 伊万里市役所 予約	13
14	15	16 鹿島市民会館 予約	17 多久市役所 予約	18 鳥栖市役所 予約	19 伊万里市役所 予約	20
21	22	23 基山町役場 予約	24 佐賀県陶磁器 工業協同組合 予約	25 鳥栖市役所 予約	26 伊万里市役所 予約	27
28	29	30				

### 《県内社会保険事務所における休日相談》

■: 県内全社会保険事務所の休日開設日 (受付時間 9:30~16:00まで)

## 年金相談は予約をご利用ください!

※全国の社会保険事務所の「相談窓口の混雑状況」を社会保険庁ホームページ (<http://www.sia.go.jp/>) でご案内しております。

※追加の休日開庁や時間延長をおこなう場合がありますので、詳しくは社会保険事務所までお問い合わせください。

※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。

### 出張相談(予約制) 相談時間 10:00~15:00

出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀社会保険事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津社会保険事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 佐賀県陶磁器 工業協同組合	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

### 県内社会保険事務所における予約相談

● 佐賀社会保険事務所 0952-31-4191

平日 9:00~10:00、15:00~17:00  
毎週月曜日 17:15~19:00(休日の場合は翌日)  
第2土曜日 9:30~16:00(休日開設日のみ)

● 唐津社会保険事務所 0955-72-5161

● 武雄社会保険事務所 0954-23-0121

毎週月曜日 17:15~19:00  
(第2月曜を除く、休日の場合は翌日)  
第2土曜日 9:30~16:00(休日開設日のみ)

※社会保険事務所での予約相談は各社会保険事務所へお申し込みください。

## 『ねんきん定期便専用ダイヤル』 0570-058-555

※一部のIP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。

※大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。

※間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

**受付時間** ●月~金曜日:午前9時~午後8時まで ●第2土曜日:午前9時~午後5時まで

※オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。

※お電話の際は、「ねんきん定期便」または基礎年金番号がわかるものをご用意ください。

※このダイヤルでは「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

## 日本年金機構の愛称 & シンボルマーク募集!

厚生年金保険・国民年金などの公的年金制度の業務運営は、平成22年1月より日本年金機構が担当することになります。

日本年金機構について広く国民の皆様にご覧いただき、公的年金制度への理解と信頼を深めていただくため、日本年金機構の愛称及びシンボルマークを決めることとしております。

皆様のご応募をお待ちしております。(平成21年5月29日締め切り)

詳しくは厚生労働省ホームページへ

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/nenkin02/index.html>

## 社会保険料は納期限内に納付しましょう。

平成21年5月分保険料の納付期限は平成21年6月30日(火)です。

ご注意ください!!

※平成21年5月分の社会保険料計算に係る届書は6月5日(金)までに到着するようお届けください。その後到着した場合は平成21年5月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。